

庄内町告示第 83 号

令和 2 年度庄内町生産組合連絡協議会補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和 2 年度庄内町生産組合連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生産組合長の相互の連絡及び関係機関団体と連携を強化し、農業の振興及び農家経済の安定のために活動する庄内町生産組合連絡協議会（次条及び第 6 条第 2 項において「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成 17 年庄内町規則第 52 号。第 4 条及び第 5 条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第 2 条 補助金の交付対象となる経費は、協議会が実施する事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 謝礼、報償費、旅費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、借料及び損料並びに備品費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、85,000 円以内の額とする。

(交付申請)

第 4 条 規則第 4 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）

(実績報告)

第 5 条 規則第 13 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 1 号）
- (2) 収支精算書（様式第 2 号）

(概算払)

第 6 条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 協議会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和 2 年度庄内町生産組合連絡協議会補助金概算払請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条、第 5 条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事業内容	
3 事業費等 （その他）	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第 3 号 (第 6 条関係)

令和 2 年度庄内町生産組合連絡協議会補助金概算払請求書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和 2 年度庄内町生産組合連絡協議会補助金について、平成 31 年度庄内町生産組合連絡協議会補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由
- 4 振 込 先
 - (1) 金融機関名 (本・支店 (所) 名)
 - (2) 預金又は貯金の種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義人 (フリガナ)